

平成29年7月4日

和歌山県和歌山市十番丁72カサ・デまるのうち201
吉田 益夫 殿

大阪市北区角田町8-1
梅田阪急ビルオフィスタワー34階
協和綜合法律事務所
近畿産業信用組合代理人
弁護士 山 岸 正 和
同 馬 場 光太郎
電 話 06-6311-8800
FAX 06-6311-8806

通 知 書

前略 当職らは、近畿産業信用組合から委任を受けた代理人として、貴殿に対して本書を呈します。

1 貴殿の管理するウェブサイト「和ネット (<http://www.wa-net.net/>)」には、「近畿産業信用組合」というスレッドが存在しております。

そこには、同一人物と思われる者による、近畿産業信用組合及びその職員のことを泥棒呼ばわりするような誹謗中傷を内容とする全く根拠のない虚偽の記事（以下「本件記事」といいます。）が書込まれております（投稿番号1, 2, 3, 5~10, 14~22, 25, 26, 29, 31, 33~35, 115, 134, 149, 151, 153, 164, 168, 169, 170, 171, 173, 176, 177, 178, 180, 182, 184, 186, 187, 188, 189, 190, 192（平成29年7月4日時点））。

2 このような虚偽の書き込みは、近畿産業信用組合及びその職員の名誉・信用を著しく害しております。

また、近畿産業信用組合和歌山支店の顧客が、平成29年1月20日、和ネットに書かれている本件記事を理由として、定期預金1300万円を解約しており、また、同年2月15日、上記とは別の和歌山支店の顧客が、和ネットに書かれている本件記事を見て、不安になったとして、定期預金1000万円を解約しております。

このように、近畿産業信用組合では、貴殿の管理する「和ネット」上での本件記事が原因で、具体的な預金流出が確認されており、明らかになっているだけでその合計は2300万円もあり、これは看過できない重大な損害となっております。

3 現在、近畿産業信用組合は本件記事を投稿したと考えられる者を相手方として仮処分命令の申立てを行っていますが、同人は本件記事のパスワードを忘れたなどと述べており、同人による本件記事の削除は期待できない状況にあります。なお、当職らが仮処分命令の申立てを行った後、相手方は一度自ら本件記事の一部を削除していますが、その後、当職らが残りの記事を削除してほしいと言った途端、同人は本件記事のパスワードを忘れたと述べたという経緯があるので、同人が実際に本件記事のパスワードを忘れたとは到底思えません。また、同人は本件記事の一部を削除した後、同様の書き込みを再開しており、同人が当職らの求めに応じて素直に投稿記事目録を削除することは考えられません。

また、和ネットには、近畿産業信用組合による相手方に対する本訴が取下げられたかのような書き込みがありますが、これは事実ではありません。実際には、同人が移送の申立てを行った関係で、いずれの裁判所において審理判断すべきかについて裁判所が検討していたために期日が指定されていないにすぎません。

そこで、当職らは、「和ネット」の管理者である貴殿に対し、本件記事の削除を求めます。なお、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律3条1項によると、貴殿は、この通知書の送達以後、本件記事を削除しなければ、損害賠償責任を負う可能性がございます。

4 万一、本書面到達後の2週間以内に本件記事の削除が確認できない場合、または、貴殿から当職ら宛に何らのご連絡もいただけない場合は、誠に遺憾ながら、本件記事を削除し、近畿産業信用組合及びその職員の権利を守るため、仮処分の申し立てを行う予定ですのでご了承願います。

5 本件に関しましては、当職らが委任を受けておりますので、ご連絡がございましたら、担当弁護士馬場宛てにお願いいたします。

草々

複写

複写

郵便認証司

29. 7. 4

この郵便物は平成29年7月4日
第10285309300号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：2017070417020100100001号

2 / 2頁

新 東 京
29. 7. 4
12-18